

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2021年5月6日他		
年会費名	奈良県統計協会特別会員（団体）2021年度会費		
相手方	奈良県統計協会		
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため		
按分率の説明	すべて政務活動		
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 （目的）は会則第3条のとおり （事業）は同第4条のとおり （会費）は同第23条のとおり</p>		
※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」（年1回）、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」（月1回）に紹介される統計諸指標の活用 ◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用 資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>		
経費	項目	金額	内容
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円
合計 5000円 (100%充当)			
備考	特別（団体）会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料：奈良県統計協会会則（部分コピー）、定期刊行物の表紙（コピー）		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県統計協会会員規則

昭和 2年	2月 12日	総会議決
昭和 23年	8月 5日	改正
昭和 24年	3月 5日	一部改正
昭和 28年	2月 7日	全面改正
昭和 29年	2月 26日	一部改正
昭和 30年	8月 25日	一部改正
昭和 31年	2月 26日	一部改正
昭和 34年	10月 1日	一部改正
昭和 39年	4月 24日	一部改正
昭和 45年	5月 22日	一部改正
昭和 50年	5月 13日	一部改正
昭和 51年	5月 27日	一部改正
平成 4年	3月 25日	一部改正
平成 8年	3月 19日	一部改正
平成 8年	4月 1日	一部改正
平成 9年	3月 19日	全部改正
平成 17年	4月 1日	一部改正
平成 18年	3月 17日	一部改正
平成 30年	6月 1日	一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員の選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

- 2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。
- 3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。
- 4 理事は、各市統計協会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。
- 5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐とともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。
- 5 監事は、この会の会計を監査する。
- 6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

- 2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。
- 3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で開催を決議したとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
 - (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

- 2 理事会は、次の場合に隨時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
 - (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

(1) この会の解散

(2) 財産の処分

(3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の收支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければ

ばならない。

(剩余金及び残余財産)

第28条 この会は、剩余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則（第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正）

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則（第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正）

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則（第4条、昭和39年4月24日一部改正）

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正）

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（第9条、平成4年3月25日一部改正）

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正）

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（第8条、平成8年4月1日一部改正）

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日全部改正）

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日一部改正）

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

ISSN 0913-8528

余利心年度

余良縣統計年鑑

余良縣統計局編

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2021年7月9日			
年会費名	奈良自治体問題研究所2021年度会費			
相手方	奈良自治体問題研究所			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	県や市町村の施策や調査報告、研究者や団体の研究・調査報告を収集し、解明、自治体への提言をもっぱら行う研究所であり、同会の資料、報告、提言、発行物はすべて政務活動に活用			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 別紙、規約の「総則」のとおり、「自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習」をすすめる</p> <p>◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムの定期的開催 研究所機関誌「奈良の住民と自治」の発行（月1回刊）</p> <p>◆参加者の状況 定期的に開催される講座、シンポジウムなどに参加 「奈良の住民と自治」の購読と資料の活用</p> <p>情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2021年度会費	3600円	奈良自治体問題研究所年会費	32
合計 3600円（100%充当）				
備考	添付資料：機関誌「ならの住民と自治」表紙、規約（コピー）			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良自治体問題研究所規約

- 第一章 総則
第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市におく
- 第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする
- 第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う
- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
 - (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域、まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方県政等、住民生活に関する諸問題について講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
 - (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
 - (4) 研究所報『なうの住民と自治』の発行
 - (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
 - (6) 目標を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
 - (7) その他前条の目的を達成するための事業
- 第二章 会員
第4条 会員は次のとおりとする
- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
 - (2) 賛助会員 自目的に賛同し、これを援助する個人または団体
- 第5条 会費は次のとおりとする
- (1) 正会員、個人会費は月300円
 - (2) 団体会員は月1口1,000円
- 第6条 入会の手続は理事会において行う
- 第三章 役員等
第7条 第研究所に、次の役員をおく
- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 若干名
 - (3) 常務理事（内1名は事務局長） 若干名
 - (4) 理事 若干名
 - (5) 監事 2名
- 第8条 役員は総会で選出する
- 第9条 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない
- 2 この研究所に顧問をおくことができる
- 2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する
- 3 顧問は臨時理事会に出席して意見を述べることができる
- 第四章 事務局
第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく
- 2 事務局員は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する
- 第五章 会議
第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する
- 2 総会は次の事項を議決する
- (1) 年間の事業（活動）計画
 - (2) 予算および決算
 - (3) 役員の選出および承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他、必要と認める事項
- 3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる
- 4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合には議長が決定する
- 5 30名以上の会員の請求があつた時は、臨時総会を開催しなければならない
- 第13条 理事会は役員（監事をのぞく）で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する
- 2 理事会は、理事長が招集する
- 第六章 会計
第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充ててる
- 第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する
- 第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする
- 第七章 規約改正および適用
第17条 この規約は議決権を有する総会出席者3分の2以上の議決を経て改正することができる
- 第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる
- 付則
この規約は、2018年1月27日より施行する
- 2000年 1月29日 制定
2001年 1月27日一部改正
2006年 1月28日一部改正
2011年 1月15日一部改正
2018年 1月27日一部改正

ならの住民と自治

NO.339 2021・6・14

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F
奈良自治体労働組合総連合会 ☎ 0743-55-3060

《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126

《郵便振替口座》：00920-0-91468 奈良自治体問題研究所

《ホームページ》：<http://narajitiken.sub.jp>

自治体学校に参加しましょう 第63回自治体学校 in DVD+Zoom

先月号でお知らせしましたように、第63回自治体学校 in 宇都宮は、全体会を7月10日、11日に宇都宮市内で開催することで進められてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、急遽全体会を取りやめることになりました。

内山節先生の記念講演「コロナから何を学ぶか」と岡田知弘理事長の特別講演「コロナ禍2年目 地方自治をめぐる情勢と対抗軸」はDVDで視聴し、12分科会はZOOM学習となりました。

一堂に会することができるのは残念ですが、多くの分科会・講座に参加して一流の講師の講演をたくさん聞けるチャンスが広がりました。自治体学校に参加しましょう。既に申し込みは始まっています。別添のリーフレット、自治体問題研究所のホームページをぜひ見ていただき、申し込んでください。

奈良自治研は Zoom 分科会・講座を集団受講します

Zoomを利用されない方等のために、昨年と同様に奈良自治労連事務所をお借りして集団受講することにしました。集団受講する分科会・講座は、次の6分科会・講座です。

全体会の記念講演、特別報告を受けて分科会・講座が構成されていますので、集団受講を希望される方も事前に記念講演、特別報告を聞かれる方がいいです。事前に、全体会DVD十分科会資料集（会員3,000円）をお求めください。

集団受講するZOOM分科会は次の予定です。

- | | |
|----------------------------|---|
| ●コロナ禍から考える子ども・子育て支援 | *「午前」は10時～12時、「午後」は13時～15時
7月17日(土) 午前 |
| ●水道広域化と民営化—広域水道に住民の声はとどかない | 7月17日(土) 13:00～17:00 |
| ●新型コロナで考える地域医療と公立・公的病院のゆくえ | 7月18日(日) 午前・午後 |
| ●全世代型社会保障と介護保険 | 7月24日(土) 午前・午後 |
| ●瀬戸際に立つ地方自治 | 7月25日(日) 午後 13:00～16:00 |
| ●地域の公共交通を考える | 7月31日(土) 午前・午後 |

集団受講は、有料、1回500円です。

奈良自治労連事務所は広くはないため、三密を避けるため人数制限をする予定です。

受講は会員優先、先着順です。

7月11日(日)～14日(水)の間に、城(090-5881-5126)までお申し込みください。

全体会DVD十分科会資料集（会員3000円）は事前に自治体問題研究所にお求めください。

マスク着用、飲み物等持参、ゴミ持ち帰り厳守

* 奈良自治労連事務所には、来客用駐車場はありません。公共交通機関か、城ホール駐車場又は三の丸駐車場（有料）など周辺駐車場をご利用ください。

住所は、大和郡山市北郡山町246 大和ビル305（大和郡山市役所から北へ数十メートル、3階への階段は入口正面ではなく、建物中央の階段でないと事務所に着きません。）TEL 0743-55-3060

第11号様式の8（第5条関係）

政務活動記録簿（会議・意見交換会参加）

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2021年7月21日			
政務活動先	三重県大台町			
会議名	第15回紀伊半島三県議会交流会議			
参加者	奈良県、三重県、和歌山県の県会議員総計21名			
参加目的	紀伊半島の3県の県会議員が、同地の諸課題、問題について政策や意見の交換をおこない、今後の各県における活動に活かす			
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	別紙のとおり。			
会議参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額
	三重県大台町	近鉄	近鉄大和高田 - 松阪	5380円
宿泊費	内訳:			
参加費	内訳:			
合計	5380円()			
備考	添付資料：第15回紀伊半島三県議会交流会議結果の概要			

注 会議に関する資料や会場の写真等を添付してください。

「第15回紀伊半島三県議会交流会議」の概要は、次のとおりです。

- 1 開催日 令和3年7月21日（水曜日）
- 2 開催場所 「奥伊勢フォレストピア」（三重県多気郡大台町菌993）
- 3 参加者 奈良県議会 萩田 義雄 議長及び県議会議員 計 7名
三重県議会 青木 謙順 議長及び県議会議員 計 7名
和歌山県議会 森 礼子 議長及び県議会議員 計 7名
総計21名
- 4 合意内容 次のとおり、三県が協力の上、今後とも取り組んでいくことで合意した。

議題1：ワーケーションの推進について

紀伊半島三県ならではの豊かな自然を生かしたワーケーションに関する情報発信などの取組状況について報告がなされました。また、中山間地域における持続可能なワーケーションの取組、受入環境整備や企業と連携したビジネス創出に向けた課題等をどのように解決していくかについて意見が出されました。

ワーケーションの取組を進めるにあたっての課題や知見等に関する情報共有を図り、受け入れ環境の整備に要する補助金等の支援制度の拡充について、三県議会が連携して早急に国に要望していくことで合意しました。

議題2：紀伊半島アンカールートの整備促進による国土強靭化及び地方創生の推進について

道路整備に必要な予算の確保や事業の推進についての国への要望の取組状況、近畿自動車道紀勢線、国道168号・169号をはじめとした幹線道路の機能強化・ミッシングリンクの解消に向けた整備促進の取組、用地買収の取組などについて意見が出されました。

今後、紀伊半島の観光振興や地域活性化、防災対策などの取組を進めていくうえで欠かせない「紀伊半島アンカールート」の早期整備に向け、東日本大震災及び紀伊半島大水害から10年を迎える今、三県議会が連携して国に要望していくことで合意しました。併せて、道路整備に伴うストロー現象などの負の側面に対しても、地域振興の観点から課題意識を共有しました。

議題3：公共事業における木材の活用について

公共建築物などの木材利用における三県の現状や課題、利用基準や県産材利用促進に関する木造・木質化の取組等について意見が出されました。

今後、地域の実情に応じた木材の公共利用や公共建築物等への木材利用の促進をさらに各県執行部に働きかけていくため、今後も三県議会で、紀伊半島三県の観光に資する道路の景観向上と県産材産業振興の観点から、木製ガードレールの採用等について、施工事例や課題等の情報共有を図り、意見交換していくとともに、輸入材の制限や人材育成について、国に対して要望していくことで合意しました。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2021年5月11日他			
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2021年5月 (NO. 114) (125500枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (113200枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12300枚)			
発行目的	2月定例奈良県議会（予算議会）の提案、議論（質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案した。 ・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の組み替え提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	87164円	(@2.8円) 113200枚分 ×1.1(消費税) ×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	67100円	125500枚分×1.1(消費税) ×1/4
合計 154264円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2021年5月号 (NO.114)			

注 発行した広報紙を添付してください。

1%の予算組み換えで、子育て、暮らし応援の事業が実現できます



日本共産党県議団が
予算組み換えを提案

最終日、新年度予算案の組み替えを提案。山村幸太郎議員が提案主旨説明を行いました。

不要不急の開発・県民合意のない事業など57億円を減額し、そのうちの一般財源21億4000万円を使つて、子育てや暮らしを支援する事業実施を提案しました。小学校の教員を15人増やせば、県内すべての小学校3年生までのクラスが35人以下学級にできます。

子ども医療費と福祉医療の窓口負担なし（完全無料）に（11億円）

◆高校生への給付型奨学生金制度（1億2000万円）
◆後期高齢者医療保険料の半減（1億円）
◆国民健康保険の窓口負担減（1億円）
◆介護保険料の利用料削減（2億円）
◆学校給食地盤地盤強化（1億円）
◆商店街リニューアル事業（1億円）
◆住宅リフォーム助成制度（1億円）
◆コロナで影響を受けた中小事業への事業継続支援（5000万円）

◆県債15人を償還して、県内すべての小学校3年までの予算組み換えを提案ましたが、予算組み替えを認められませんでした。

◆35人学級実現（1億2000万円）
◆道路整備交通安全的防護制度（5000万円）

【見直しを求めた事業】

- ◆大企業向け企業立地補助金（9億円）
- ◆大立山まつり（6000万円）
- ◆新たなハコモノ「体験館」建設など平城宮跡の開発事業（13億円）
- ◆世界遺産と市民の暮らしがある平城宮跡など奈良市大和北畠建設（28億3000万円）
- ◆2000点新規路線ありきですすめられる広域防災拠点施設建設計画（4億3000万円）

【提案した主な事業】

- ◆子ども医療費と福祉医療の窓口負担なし（完全無料）に（11億円）
- ◆大学生への給付型奨学生金制度（1億2000万円）
◆後期高齢者医療保険料の半減（1億円）
◆国民健康保険の窓口負担減（1億円）
◆介護保険料の利用料削減（2億円）
◆学校給食地盤地盤強化（1億円）
◆商店街リニューアル事業（1億円）
◆住宅リフォーム助成制度（1億円）
◆コロナで影響を受けた中小事業への事業継続支援（5000万円）
- ◆県債15人を償還して、県内すべての小学校3年までの予算組み換えを提案ましたが、予算組み替えを認められませんでした。
- ◆35人学級実現（1億2000万円）
◆道路整備交通安全的防護制度（5000万円）

大規模な社会的PCR等検査実施で 「まじ込め」を!

医療機関や事業所支援は 十分な補償とともに

新型コロナウイルス感染症大流行下で、医療機関や事業所でのPCR検査がますます多くなっています。この状況に対応するため、PCR検査の実施に対する適切な補償を求めて、今井光子議員が第10次補正予算案を提出しました。

【農林省担当課の責任者の対策未熟に口に口に對応措置の第10次の申し入れ

3月下旬より再度急増し第4波が本格化相続です。今まで無症状者を発見・保護するためにPCR等検査を基本的に実施することを常識です。同時に陽性反応が出た場合は、原則に安心して休んだり事業所を閉鎖できるよう、十分な補償が必要です。また、国が設定する金額です。また、PCR検査を抜本的に引き上げることも必要です。PCR検査が強いための変異株の感染東方力が強いとしている事例は、3月30日現在報告されています。政府は、変異株の疑いを確認するPCR検査を全属性者による定期的に行っていますが、変異株底特徴など正確な情報の開示が徹底

が求められます。
コロナ感染症は急速化して、奈良県でも医療機関が心配されています。日本共産党奈良県議団は4月21日、知事を前に第10次申請を提出しました。今井光子議員は、「PCR検査への深刻な認識をもつて、PCR検査や医療性」

に対する丁寧な回答提供をおこなうことで陽性が出た場合の十分な補償と大規模なPCR検査を実行する定期的な検査の推進、医療機関への被収容額と信頼関係に基づいた解消確実化を強く推進、アマ令度の東京五輪・パラリンピックの中止の決断を政府に要請することなどを求めました。



今井光子議員は、県民の命を守る支援や少人数学級実現を優先し、大型型崩壊は是正すべきと主張しました。社会的感染症対策は昨年9月に予算化され、今井議員は昨年9月に予算化されたため、PCR検査実施費20億円のうち多くが未実施にとどまっている問題について、実施を通りました。

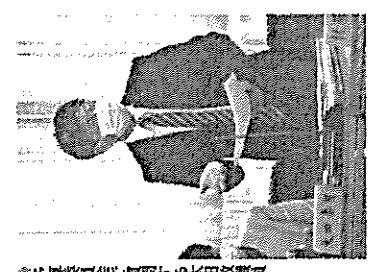
【実業家奈良県議団は15人の教員養成事業の実現を】

また、県が五條市内に建設する新幹線から国は、南西トラフ地震の際の空港建設の活用が想定されていること指摘し、滑走路建設ありき、するやうな姿勢を批判しました。今井議員は西和佐線センターや間違について現地での建て替えべきを指摘しました。

【奈良県議会だより】

2021年 5月 No. 114
日本共産党奈良県議会議員団
会員登録料: 60-690奈良市大和町300奈良県議会内
Eメール: paraker-top@forest.conect.jp
会員登録料: 小林光子
会員登録料: 大田あづさ

生活を脅かす「微収強化」は見直しを 太田あつし議員が予算委員会で論戦

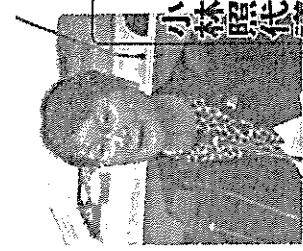


太田あつし議員は、「生活を脅かす『微収強化』は見直しを」と題して、予算委員会で論戦を行った。太田議員は、「金の創出など県民の命とくらしを守るために、より添つて困難を解決するためには、県民や中小事業者への支援が最も効果的だ」と主張した。また、「公的機関では、この4月から改定による『微収強化』の運営方針によって、苦渋に陥る人が多くなっている」と述べた。

太田議員は、「『微収強化』は、県民の命とくらしを守るために使われるべきだ」と主張しました。

太田議員は、「『微収強化』は、県民の命とくらしを守るために使われるべきだ」と主張しました。

感染拡大「抑え込み」の対策を 保健所の人員増、機能や体制強化を



小林照代議員が一般質問

小林照代議員は一般質問で、コロナ危機のまゝ人手不足が深刻な保健所の体制・機能強化について質問しました。小林議員は鶴山保健所の保健師の超過勤務時間が平均で70時間、中には100時間超える職員もいたと指摘。保健師の超過勤務時間ははじめ、県の健康年金の機能・体制を柔軟化を実現しました。

井知事は、「保健所の業務は幅広く多岐に亘り、専門性が高いことから、専門性の高い職員が求められます。不足が課題である保健所職員の確保には、職場の組織・機能についても整着していく必要がある」と述べました。

保健師・精神保健福祉士などの専門職を増員するなど、体制の抜本的強化をめざします。

日本共産党が提案 「児童相談所の体制強化を求める意見書」を全会一致で可決

日本共産党が提案した「児童相談所の体制強化を求める意見書」が全会一致で可決しました。

公益社団法人日本巡回監議会から要請された、「巡回監視の機能が盛めてある学校等に開設されることが、各会派少ないので実態では、巡回監視は巡回監視の権限です。すべての高校生の人格形成に大きな影響があること、奈良県では他府県に比べて、高校に

56歳まで中和保健所の管轄人口は相談ができるなど、多くの話を絞りこみました。

意見書は固く申し「児童相談所の体制強化が必要かつ十分な手段をとるべき方針を踏まえて、太田あつし議員が主導で実行しました。今後、子どもたちの大切なかわる事態が二度と繰り返されることはないと重ねます。

小中学校女子トイレ生理用品設置を 新婦人本部が県教育委員会に要望



生理用品設置を

女性は生活困窮家庭の子どもたちが、生理用品を貰うことができるようになります。「生理の貧困」と言われます。4月6日、新日本婦人の会奈良県本部が「コロナ禍の子ども、児童・生徒の健診と学習環境が守られるために、学校のトイレに必要な人が使えるように『生理用品』を設置し、相談できる電話番号を求めて」県教育委員会と市議会議員に要望しました。巡回監視団から小林朋弘、山村幸平議員が同席しました。

新婦人本部は、市町村の災害時備蓄物資に「生理用品」も一定数、確保しているところもあり、その活用についても協調していきます。



巡回監視団の巡回監視の 強化と「新型コロナウイルス感染症予防対策」

巡回監視団は、公演の延期や中止、入場者制限などと緊急法の措置で苦しんでいます。3月26日、県内すべての自治体を訪問し、要望を提出し、県に提出した「自治体キヤノン・女性局が開催する『巡回監視団』は、市町村の災害時備蓄物資に「生理用品」も一定数、確保しているところもあり、その活用についても協調していきました。

頼いのあるところどこへでも 日本共産党奈良県議会議員団のフォトレポート



巡回監視団の活動を見学

巡回監視団のなか、公演の延期や中止、入場者制限などと緊急法の措置で苦しんでいます。3月2日、文化芸術団代表らが「入場者制限に応じて公演をおこなつてくださいに限る」の見学報告をいたしました。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2021年5月11日他				
表題と発行部数	'みっちゃんの宅配便' 今井光子議員の県議会だより 2021年4、5月号 (31600枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込(26600枚)とポスティング(2000枚)、街頭配布等(3000枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会での本会議質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県予算編成にあたり、県民本位の予算の組み方は本来どうあるべきかを問い合わせ、共産党県議団がおこなった予算組み替え提案を詳細に紹介し、1%程度の組み換えでおおくの県民の願いが実現することをしめした。 代表質問にたち、コロナ禍のもと、大規模なPCR検査の実施や医療機関への特別な支援実行など、何をしなければならないかについて積極的な提起をおこない、実施を求めた。 共産党県議団として奈良県が行うべきコロナ感染拡大防止対策について、こまかく、かつ繰り返し提案・要望をおこなった。 高校部活動の在り方について提起した。他 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	
	印刷代	関西共同印刷所	171600円	31600枚分×1.1(消費税)	8
	新聞折込代	奈良産経企画	81928円	@2.8円×26600枚分×1.1(消費税)	10
	単独ポスティング	奈良産経企画	13200円	@6.0円×2000枚分×1.1(消費税)	11
※100%充当 合計 266728円					
備考	添付資料：'みっちゃんの宅配便' 今井光子議員の県議会だより 2021年4、5月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

発行日 2021年4、5月号

北葛だより

みっちゃんの宅配便

今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県会議員団

奈良市登大路町30奈良県議会内 Tel 0742 (27) 5291

今井 光子 広陵町馬見北3-4-25 Tel & Fax 0745 (55) 8725

メールアドレス: mituko38@amber.plala.or.jp



県の予算は知事のやりたいことに使うものではありません 県民の命と暮らしを守るために使うものです

約1%の組み換えで子育て・暮らし応援の願い実現

日本共産党が予算組み替えを提案

日本共産党県議団は、新年度の奈良県予算案に対して組み換えを提案。不要不急の開発事業、県民合意のない事業など57億円を減額し、そのうちの一般財源21億4,000万円を使って、子育てや県民の暮らしを応援する事業をおこなうことを提案しました。5367億円の県予算総額の1.06%の組み替えで、県民要求を大きく前に進めることができます。

共産党以外の全派が反対したため、予算組み替え案は否決されました。

- ◆学校給食地産地消推進（1億円）
- ◆商店街リニューアル事業（1億円）
- ◆住宅リフォーム助成制度（1億円）
- ◆迷路遊び道交通費助成制度（5000万円）
- ◆小学校3年までの35人学級実現（1億2000万円）
- ◆コロナで影響を受けた中小事業への事業継続支援（5000万円）

県内の高校で演劇鑑賞を！

超党派提案で請願を採択

「高校での演劇鑑賞教室実施への請願」が自民党を除く超党派で提案、全会一致で採択されました。演劇に直接触れる機会が増えることが期待されます。全国的にも奈良県でも高校での演劇鑑賞が減っていました。

削減します【見直しを求める事業】

- ◆大企業向け企業立地補助金（9億円）
- ◆大立山まつり（6000万円）
- ◆平城宮跡の開発事業（13億円）
- ◆世界遺産の地下をトンネルで通過する京奈和自動車道大和北道路建設（28億3000万円）
- ◆2000級滑走路建設見直し（4億3000万円）

実現したい【提案した主な事業】

- ◆子ども医療費と福祉医療の窓口負担なしに（11億円）
- ◆大学生への給付型奨学金創設（1億2000万円）
- ◆後期高齢者医療保険料の軽減（1億円）
- ◆国民健康保険の窓口負担軽減（1億円）
- ◆介護保険の利用料軽減（2億円）

1月22日正午、核兵器禁止条約が発効しました。私は前日から要らないほどに迷路遊び道交通費助成制度（5000万円）を設けました。兵庫県奈良県会議員団が採択されました。これが批准されましたが、これが批准しないなら、県が批准しないなら、批准する政府に変えます。コロナで格差と貧困が広がり、今まで聞いたこともなかつた「生理の貧困」を聞き取りました。国が批准しないなら、批准する政府に変えます。コロナで格差と貧困が広がり、今まで聞いたこともなかつた「生理の貧困」を聞き取りました。先日も県に新日本婦人の会が防災備蓄の需要に来られました。女性の大統領です。アイスランドでは生理用品の無償が国で決まりました。女性を上げれば政治は動く。時代が激変しています。

東立吉野高校跡地に開校した「奈良県フォレストアカデミー」の開校式に太田あつし議員と共に参加。奈良県林業をになう人が次々言つぱく語が述べられます。

コロナ対策、大型店閉店

コロナ感染拡大防止対策の緊急要望とイオン閉店に関する要望をおこなうため、馬場千恵子、坂本博道町議とともに4月16日、清原河合町長を訪問、懇談しました。

医療機関や社会福祉施設などの大規模なPCR検査への支援をするなどして「抑え込む」対策をおこなうこと、大型店閉店で住民が「買物難民」にならないよう必要な手立てをとることなどを要望しました。

奈いのあるところ
どこへで
学習のフットポート

東立吉野高校跡地に開校した「奈良県フォレストアカデミー」の開校式に太田あつし議員と共に参加。奈良県林業をになう人が次々言つぱく語が述べられます。

コロナ対策、大型店閉店

コロナ感染拡大防止対策の緊急要望とイオン閉店に関する要望をおこなうため、馬場千恵子、坂本博道町議とともに4月16日、清原河合町長を訪問、懇談しました。

医療機関や社会福祉施設などの大規模なPCR検査への支援をするなどして「抑え込む」対策をおこなうこと、大型店閉店で住民が「買物難民」にならないよう必要な手立てをとることなどを要望しました。

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大のなか、日本共産党奈良県会議員団は3月19日、荒井正吾知事に第9次の申し入れを、さらに4月21日には第10次の申し入れをおこないました。

大規模な社会的検査を実施し、保健所体制や医療機関の受け体制を強化すること、県民の暮らしと営業への支援と補償を充実することなどを、強く求めました。

共産党が荒井知事に第9次の申し入れ

は、もう少しでしまいます。

コロナ対策優先で県民の命、暮らしを守る県予算に 今井光子議員が代表質問

2月定例県議会報告

2月議会は、奈良県の今年度予算を決める議会でした。今井光子県議は代表質問でコロナ対策優先で命暮らしを守る予算にと質問しました。

2000ドル級滑走路の整備について

今井 知事は今年も、政府への予算要望の第1番目に五條市の大規模防災拠点施設に2000ドル級滑走路建設を要望している。南海トラフ巨大地震の際、人的的支援物資の受け入れや被災地支援のためだと言うが、航空機の関係では、和歌山の白浜空港は幅45m・2000ドル級滑走路を備え、海拔899mのところにある。内閣府の「南海トラフにおける具体的な応急活動に関する計画」にも位置付けられている。土砂災害が心配される場所に、造る必要があるのか。

知事 津波被害のない五條市に整備することは和歌山県、三重県の支援拠点として最適と内閣府のお墨付きをもらった。和歌山県、三重県からも是非作ってくれと要望されている。

今井 五條市の計画地での建設には、埋め立て土砂が相当量必要。リニアの建設や京奈和自動車道路大和北トンネル建設で土を使うと想定しているが、リニアはいつ工事がされるのか？大和北の大深度のトンネルも調布市で大深度地下工事の施工不備を認めた。

こんな状況でいつ完成させるというのか。

知事 防災拠点整備は国が負担すべきと考えている。国に要求に行って総務大臣が応援するといっている。土はあるに心配していない。それより南海トラフ地震の発生が心配。待っていてくれるかどうか。

今井 全体で600億円の計画で、7割が国負担なら県負担は180億円になる。

知事 第二阪奈道路をネクスコ西日本に売って280億円が奈良県に返ってきた。これを当てようと思っている。防災拠点施設は段階的に1期～3期で建設する。滑走路建設は3期。ただ3期まで待ってくれるかどうか、南海トラフに聞かないとわからない。

今井 県の消防学校は今も、老朽化が激しく実際の火を使った火災訓練も他府県の施設を借りている。これを早く建替えてほしい。見通しのない計画に莫大な予算を投じるよりもっと早くすべきことがある。

PCR検査の拡充と医療機関の支援について

新型コロナウイルス感染症の県内での感染拡大が急速に拡がっています。知事は「ほとんどが大阪由来」だとして、「大阪との行き来はできるだけしないように」と言うばかり。コロナ対策のために県の予算はわずかしか使わず、国から出ている臨時交付金も、その対策事業執行率は、奈良県は全国下位レベルです。コロナを封じ込めて、県民の命、暮らしを何としても守るんだという気持ちが見えてきません。

今井 コロナ対策を科学に基づいて終息させるためにPCR検査の重要性が指摘されている。第1波(1/28～5/27)・92名の感染者、第2波(7/4～10/25)・533名、第3波(11/26～)2706名。（その後4月に入って感染急拡大）

感染が落ち着いている今こそ（=質問当日の感染状況）PCR検査を増やして無症状感染者が感染を拡大させない取り組みが必要。病院や福祉施設でのクラスターを防ぐためには新規入院、入所者全員にPCR検査を実施するべきではないか。逼迫した医療機関を支援するべき。

知事 PCR検査ではなく入院できないことがおかしい。奈良県は在宅

療養はさせない。すべて入院宿泊施設で対応するとの方針。医療機関の支援は診療報酬単価の引き上げを国に要望した。

4月から6歳未満の乳幼児の外来診療の特例が認められ4月からすべての患者を対象に特例が適用されることになった。県は寄付金を募り激励金を支給した。

西和医療センターの在り方検討について

今井 住民にとってかけがえのない施設だ。王寺駅の鉄道の未利用地に移転の計画もあると聞いているが、王寺町は昭和57年、水害で大きな被害を受けたところ。

拠点医療施設として現地建て替えも含めて地元や関係者の意見を聞いて「基本構想」は総合的に検討すべき。

鶴田保健医療局長 現地建て替えも移転建て替えも、今どちらとも検討している。西和地域の人々が将来にわたって適切な医療が受けられるよう引き続き地元市町村や関係機関のご意見を聞きながら検討ていきたい。

高校部活動の在り方について

山辺高校サッカー部は全国高校サッカーリーグ選手権大会に奈良県予選を勝ち抜き、県代表として参加しました。サッカー愛好者でも「エツ！どこの高校」と聞くほど、急に盛くなったクラブです。本来は高校の部活で、「教育」の一環。そうしたクラブが、育成世代から社会人、プロまでが技を磨いている地域スポーツクラブと合併し、「磨つため」のスポーツをしているのです。部活から「教育」を捨ててしまうことをした県教委の責任こそが、問題の本質ではないでしょうか。

今井 山辺高校のサッカー部は廃校予定だった奈良市の小学校をサッカーアカデミーの寮として活用。公立高校の部活が日々の練習から寮生活までを管理する民間企業と連携する全国初の試みが行われたもの。

アカデミーに入るには84万円の入学手続き金と活動費、選考試験料も合わせると90万円ものお金がかかる。高校サッカー部なのに、地域のクラブチームに入っていないと参加できない仕組みになっている。

県立高校の部活としてふさわしくないと考えるがどうか。

吉田教育長 これまで学校教育の一環としてきたが、ニーズの多様化、指導教員の減少、教師の長時間労働など課題も多く、これからは学校中心から学校地域両方型に移行の必要がある。

山辺高校サッカー部については本年1月、今までの「基本合意」を見直して県教育委員会も入って連携強化を図った。

来年からはアカデミー教員を部活動指導員として任用し、充実していきたい。

外国人労働者対策について

今井 奈良県では外国人労働者が約6000人働いているが、様々な課題がある。地域の協議会など設置して受け入れ態勢を整え、外国人労働者から「ここで働きたい」と選ばれる県になる必要だと思う。

谷垣産業・雇用振興部長 環境整備に努めたい。



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2021年9月9日他			
表題と発行部数	'みっちゃんの宅配便' 今井光子議員の県議会だより 2021年7、8月号 (32500枚)			
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民			
配布方法	新聞折込(26500枚)とポスティング(3000枚)、街頭配布等(3000枚)			
発行目的	6月定例奈良県議会での本会議質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する			
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県議会が、沖縄県に次いで全国で2番目に「沖縄戦の戦没者の遺骨が眠る沖縄県南部の土砂を基地建設の埋め立て土砂に活用することをやめよ！」と求める意見書が全会一致で採択されたことを、詳しく知らせた。 本会議で反対討論に立ち、コロナ禍のもと保健所統合はやめよ、また、広域高規格道路建設より環境に配慮した生活道路を最優先にせよと論じたことを、詳しく紹介した。 奈良県の高校入試事情を知らせ、普通科を統廃合したことから高校生の県外流出が増加したことを数字を含めて知らせた。 議会改革の提案をおこない、議長に申し入れた。なかでも、請願の趣旨説明を請願者（県民）がおこなえるよう、改めて求めた。 県民の意見、要望を聞き、議会活動に反映する。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	190300円	32500枚分×1.1(消費税)
	新聞折込代	奈良産経企画	81620円	@2.8円×26500枚分×1.1(消費税)
	単独ポスティング	奈良産経企画	8151円	@2.47円×3000枚分×1.1(消費税)
※100%充当 合計 280071円				
備考	添付資料：'みっちゃんの宅配便' 今井光子議員の県議会だより 2021年7、8月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

発行日 2021年7、8月号

北葛だより

みっちゃんのモ配便

今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県会議員団

奈良市登大路町30奈良県議会内 Tel 0742 (27) 5291

今井 光子 広陵町馬見北3-4-25 Tel & Fax 0745 (55) 8725



メールアドレス: mituko38@amber.plala.or.jp

奈良県議会が意見書を全会一致で採択 沖縄県に次いで全国2番目

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないで！

議会最終日、各会派に要請が届けられた「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書」を可決しました。提案は創生奈良の和田議員、これに新生ならぬ尾崎議員と日本共産党の今井議員が賛同者になり、全会一致で可決しました。

沖縄では1945年沖縄戦で20万人の尊い命が犠牲になりました。特に糸満市など沖縄県南部の一帯には奈良県出身者の戦没者をはじめ、多く

の戦没者墓地が眠っています。同地に「魂魄の塔」が建立されていますが、そのすぐそばに、奈良県民が建立した「奈良県出身戦没者の慰霊をするため」の「大和の塔」（1967年11月建立）もあり、毎年おこなう戦没者慰霊の集いには県議会議員も党派を超えて参加をしています。

ところが、政府（防衛省・沖縄防衛局）は、この沖縄戦跡公園を含む糸満市や川重漁港の山野の土砂を探掘して、辺野古の基地建設の埋め立て等に使用する計画を発表しました。遺骨収集もす

すんでいない同地の、戦没者の遺骨を含む土砂を新基地の埋め立てに使用することは、犠牲の人々の尊厳を冒涜し、「物言わぬ」戦没者を2度殺すような人道に反する行為です。

意見書は、遺族の方々や国民の悲嘆は計り知れず、絶対に許すことはできないとして、1. 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用する計画の中止を国に求める、2. 遺骨の収集は国の責任で早期に行うよう求めています。

コロナ禍のもと県民生活、県民の安全安心を守る 今井光子議員が反対討論

6月定例県議会は、コロナ対策の補正予算を含む24議案、21の報告案が上程され、日本共産党は3議案に反対。今井光子議員が反対討論を行いました。他会派は、討論することなく全員賛成でした。

コロナ禍に保健所を減らすな

議第70号は奈良県保健所設置条例の一部を改正する条例です。これは吉野保健所のエリアを從来内吉野保健所エリアであった五条市、十津川村、野迫川村を含めて五条市、吉野郡に改め、内吉野保健所を廃止するもの。結果、人口では県全体の4%ですが、面積は64%を占めることになります。保健所は憲法25条が義務付けた「公衆衛生の向上及び増進を担当する機関です。新業務の追加、少ない人員で広い地域を担当し、過疎地域では自治体の専門職員の不足もあり、県の保健所に住民密着サービスの拡充が一層求められています。経済のグローバル化によって今後は新しい未知の感染症などの遭遇



6月定例県議会の最終日、
う今井光子議員

も懸念されるなか、新型コロナ感染症で重要な役割を果たす保健所は充実こそぞれ、減らすべきではないと主張しました。

広域道路より生活道路優先に

議第84号は「奈良県新広域道路交通ビジョン」、第85号は「奈良県新広域道路交通計画」。一体として意見を述べました。

今後、人口減少社会を迎えます。新広域交通ビジョンでは奈良県人口140万人のデーターを基本に考えた「30年先のビジョン」ですが、リニア新幹線・高速道路高規格道路整備を中心とした計画になっています。

すでに県人口は131万人です。市中心市街地にあっては便利であっても人々が暮らす町や村の生活には身近な生活道路を、使いやすく安全にしてほしいという願いが強くあります。とりわけ168号線169号線は住民にとって「命の道」であり、かけ崩れなどによる通行規制は昨年168号線で55回。169号線で130回もありました。この抜本対策が求められます。

また地球環境の温暖化やコロナ後の社会を考えると「早く遠くに行く道路」よりも「地球環境にやさしい、ゆっくりゆったり安全な生活を楽しむ社会にふさわしい」計画が必要ではないでしょうか。

また、2000年滑走路を有する大型広域防災拠点施設は大規模な埋め立てを必要としており、その土砂はリニア新幹線のトンネル工事の土砂を埋め立てに充てることになっていますがその見通しも立っていません。今後想定外の大雪などによる土砂災害の危険が大きく、これらの計画に反対です。

むかし
いた坂野平一
元広域古文化
会の会長をされ
ていた坂野平一
郎さんがお亡くなりになつた年、残して
いたいた資糧を多くの方に見ていただき、
いま地域に馬見丘陵公園があり、たくさん
の古墳や文化財があるのは、坂野さんなど
多くの人々の保存運動のおかげであること
を知ってほいと、広陵町図書館で「馬見
古墳群を残した人々」の展示会を開催しま
した。坂野さんの心に残る言葉「文化財は
地元の人々が立ち上がってこそ保存すること
ができる」がズシリと響きます。コロ
ナ禍でのオリンピック開催強行。コロナに
感染して「私のオリンピックは終わつた」と
と栗田さえてきないアスリートも。同じ条
件の下でフェアに競い合う主義ではなく
ています。國民には我慢、オリンピックは
実施する。矛盾したメッセージしか出せな
いと言ふ内閣から、希望の持てる新たな政治に
来てまいりません。みんなが立ち上が
る声をあげれば政治は変えられます。

文教暮らし委員会

15の春を泣かせない教育を

定員割れ639人
不合格628人
県外流失全国1



文教暮らし委員会では県の高校入試問題を取り上げました。

奈良県の問題点は、若者の県外流出率が全国高いことです。今年度の県立高校募集定数変更は、その傾向にさらに拍車をかけました。例年、特色選抜（前期）より一般選抜（後期）の一部の普通高校で競争が激しくなるのが県外流出の原因です。にもかかわらず、特色選抜で募集数を増やし、一般選抜で減らしたため、不合格者が増え、県外流出は1500人を超えていました。

県民のニーズにそって高校適正化を図るために、専門家や県民の声を広く集め、時間をかけて総合的に検討するべきです。

奈良県は今年、県立高校適正化検証委員会をつくり、審議経過を公表しましたが、次回から非公開にするとしています。逆行しています。

特色選抜と一般選抜という2回の入試を1回に戻すのも全国的な流れです。そのことを含め、しっかりした討論が必要です。

15の春を泣かせない。教育長は私の質問に全体的に検討することの必要性を感じましたと答弁。かつて文部科学省は「志望者全員入学の理想のもとに、選択試験は定員超過の場合のみ」と言っています。15の春を泣かせないために頑張ります。

奈良県立高校入学者募集人数

	全 体	特 色 選 抜	一 般 選 抜
令和2年度	7528	2592	4936
令和3年度	7088	2792	4296
増減	▲440	200	▲640

今年度は生徒の減少もあり県立高校全日制で500人の募集が減らされました。が、特色選抜は200人増え2792人、一般選抜は4296人の募集でした。

奈良県 高校入試 事情

入試実施の結果

<特色選抜>定員割れ324人、不合格130人
<一般選抜>定員割れ200人、不合格483人
<二次募集>定員割れ639人、不合格15人
最終的には639人の定員割れがあったにもかかわらず、3度の試験で628人が不合格を経験しました。

結果、県外に行った生徒は公立85名、国立28名、私立1388名、定時制6名、過年度2名の計1509名。13.2%が県外です。

千葉県では今年から入試制度を前期・後期の2回を1回に変えたところ、倍率が1.63から1.07倍と大幅に下りました。

千葉県では入試を1回にしたことのメリットを次のようにまとめています。
メリット1. 準備事務処理の負担が軽減、生徒も試験中は授業や部活動が休みで自宅学習の負担が軽減して無駄な時間から有意味な時間に。

メリット2. 前期で4割以上が不合格でストレスが大きかったのがなくなった。

メリット3. 受験料が半分になった。

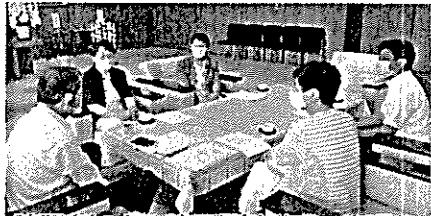
文部科学省は、選択試験を行うことについて「志望者全員合格の理想のもと、定員超過の場合のみ」として選抜は例外的、定員超過の場合は学力検査とコメントしていました。

今井光子県議 奈良県の子どもたちに選ばれる高校に、希望者が入れる入試制度に見直すべき。せっかく税金を使って準備しているのに定員割れが起きているのは問題。入試の在り方はどのように検討しているのか。

吉田教育長 年2回入学者選抜検討会を開いている。普通科で40人だけ選抜というやり方は変更したが、今井議員の質問を聞いて対応措置的ではなく適正化計画で学校が減り、地域に学校を残す中で入試の在り方を抜本的に議論していくたいと思う。

日本共産党奈良県会議員団（山村幸穂団長、4人）は7月19日、新しく就任した荻田義雄県議会議長に県民に開かれた民主的な議会運営についての提案を、申し入れました。【写真】

共産党県議団の議会運営に関する申し入れは議長改選ごとにおこなっており、少数の会派の質問権拡大、少数意見の尊重、広報紙の改善など、実現をしてきました。



請願者による請願趣旨説明の実現を
民主的議会運営

共産党県議団が新議長に申し入れ

今回の申し入れは、議会運営の申し合わせ事項を改定して、
1、現在は議員1人が年1回と決められている一般質問を、希望する議員全員が議会ごとにできるようにする
2、県議会に提出された請願について、その趣旨説明を請願者に認める
3、聴覚障がい者や難聴高齢者、県民に配慮して議場や委員会室に「ヒアリングルーム」の設置やマイクをとおして発言が文字化されモニターに表示できる「音声認識システム」を導入する、ことを求めました。

南部東部振興対策特別委員会

コロナ禍で輸入木材がストップ（ウッドショック） 今こそ国産材の出番

6月15日の南部東部特別委員会で今井光子議員はコロナ下で海外からの輸入木材がストップして住宅建築などの仕事が止まり、関連業者が悲鳴を上げています。今井議員は今こそ県産材を利用できるようにするべきと質問しました。

今井光子県議 今、市場では奈良の木が出荷されず、和歌山の木が一番高く売買されていると聞いて、奈良県と和歌山県と何が違うのか。和歌山県は林業政策も一目瞭然で川上から川下までわかるようになっている。奈良の木を使って住宅建設やリフォームをした場合の助成制度は予算が少なく4、5ヶ月で終了。せめてそれくらい予算を増やして支援するべき。

奈良の木活用審議会にもっと女性の委員を増やすべき。吉野高校アーニフォレストアカデミーができたが紹介写真を見ると、コンクリートの床に金属の看板。おかしいとは思わないのか。奈良県の林業を代表する所木の床や看板に変えるべき。

県予算については検討したい。女性の委員を増やす方向で考える。吉野高校とのすみわけができフォレストアカデミーを全面改装するのその時に。

コロナ禍で、必要な時に生理用品が買えない「生理の貧困」が社会問題になるなか、市町村が防災備蓄物資の生理用品を活用して無償配布する事業が拡がっています。

県内では4月に平群町で始まったこの取組は、6月には奈良市、7月に五條市でも取り組まれ、実施市町は10市9町になりました。

北葛城郡4町では、すべての町で取り組まれています。

配布場所 防災 予算 その他
役場 社協* 学校 備蓄 措置

王寺町	○ ○	● ○ ○	
上牧町	○ ○	● ○ ●	紙おむつ、ビスケット
河合町	○ ○	● ○ ○	
広陵町	● ○	○ ○ ○	社協から学校に

*保健センターや社協窓口

「種類を選べない」など、支援の事業をすすめていく上での課題はあります。困りごとに直面している人を支援する取組は、引き続き、返却不要で小中高校トイレなど学校配置、公衆トイレへの配置など、さらに拡がることが期待されます。

データでみる
北葛城郡

6月定例県議会報告

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2021年9月10日他				
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2021年8月 (NO. 115) (124350枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (113200枚)、ポスティング・駅頭配布等 (11150枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会における提案、議論（質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）				
内容	<ul style="list-style-type: none"> コロナの感染拡大がいっこうにおさまりを見せず、感染拡大が広がる中の6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、討論、意見書提案などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 県民生活を直撃するコロナ禍に対して、「命と暮らし最優先に」検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案した。 市民を調査・監視する法律「土地利用規制法」の採決という事態のなか、関係住民に注意を呼び掛けた。 読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	
	新聞折込代	奈良産経企画	87164円	@2.8円×113200枚分×1.1(消費税)×1/4	50
	印刷代	関西共同印刷所	66550円	124350枚分×1.1(消費税)×1/4	48
合計 153714円 (100%充当)					
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2021年8月号 (No.115)				

注 発行した広報紙を添付してください。

新型コロナ感染症第5波

命と暮らし最優先の対策を



（写真）東京オリンピック・パラリンピックは中止し、命を守ることを最優先に！

- 東京オリンピック・パラリンピックは中止し、命を守ることを最優先に！
- ワクチンの安全・迅速な接種をすすめること！
- コロナ封じ込めるの大規模な検査を実施すること！
- 中小業者が事業を継続できる十分な補償！
- 医療機関への減収補てんに踏み切り、病床確保するためのあらゆる手立てをとること！

今井光子議員が討論

6月県議会定例会は7月2日に閉会しました。

議案、報告書を含む修正予算を含む議案、報告書2件が上程され、日本共産党はこのうち「保健所設置条例の一部改正」、「新広域道路交通計画」が反対討論を行いました。（他全派の議案には賛成しました。）

口口口
保健所は廃止ではなく、保
充実を

正は、内吉野保健所を廃止し吉野保健所と統合するのですが、新たな吉野保健所は県全体の約64%になります。

保健所は現在25ヶ所が全国に義務付けた「公衆衛生の向上及び増進」を担う機関です。過疎地帯の自治体が不足で対応に苦しみ中、県保健所は官僚的取り組みをせず、住民に寄り添ったサービスの充実が求められています。今後は、経済のグローバル化による新しい感染症への対応なども求められます。コロナ禍で重要な役割を果たす保健所は、充実こそが求められます。

「リニア」「高速・
規格道路」優先で、
ではなく、身近な生活
道路の充実を

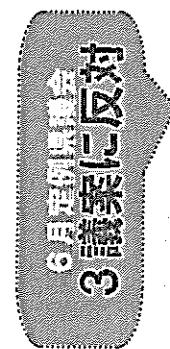
「新広域道路交通ビジョン」、「新広域道路交通計画」は、人口減少社会で県人口は既に131万人であるにも関わらず、県人口1万人あたりにてもアーチ型を基本に考えた30年先のビジョンになつてお

り、「リニア新幹線と高速道路・高規格道路整備を中心とした内容です。県内では身近な生活道路の充実を求める声が広がっています。とにかく災害の多い地域を縦断する国道168号線、169号線は住民にとって「命の道」ですが、これが1168号線で55回、169号線で130回もあり、安全対策が急務です。また地球温暖化に抗する観光業社会などある運行規制は昨年、がんばります。早く遠くに行く道路よりも地域環境にやさしく安全な生活を楽しむ社会にふさわしい計画が必要ではないでしょうか。

また200メートル歩道は大変な土砂災害危険地帯は大見通しも立っていません。土壌が大きく、反対します。

五輪中止を政府に求ることなど緊急署名を提出

新型コロナ感染症は第5波の吉野です。専門家の意見や国民の意見を傾けず、五輪開催を強行した政府の責任は重大です。小糸らが懲り去りにされていました。引き続き、命と暮らし最優先の対策を求めて参ります。

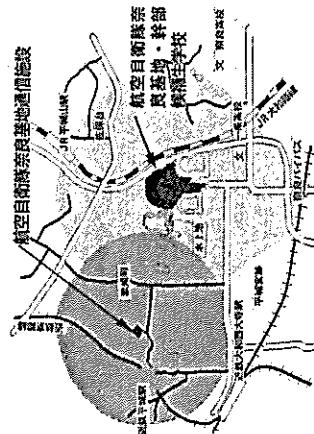


反対論にたつ今井光子議員

自衛隊施設の周辺1キロ圏内のすべての市民を調査・監視する

土地利用規制法は廃止を

国会で賛成議案



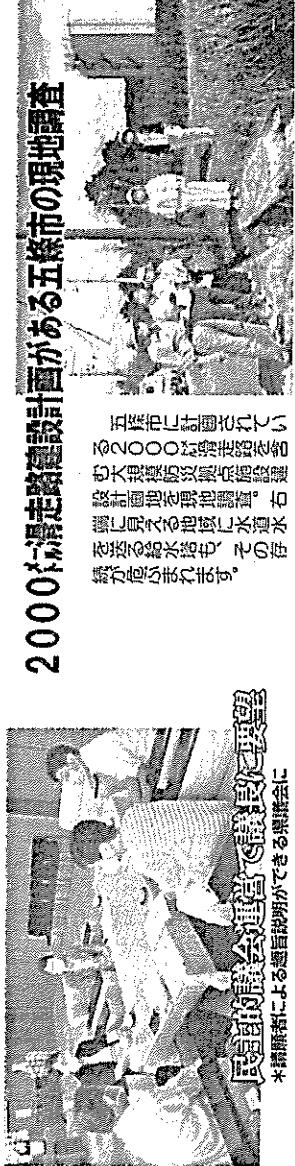
各党が国会で賛成の「土地利用規制法」は、米軍や自衛隊施設などの周囲1キロ圏中の絶対付合の地域では他の所有者・利用者を調整でさせ、施設の「機能を阻害する行為」があれば土地利用の中止を勧告・命令できます。命令に応じない場合、刑事罰（最大で2年以下の懲役または200万円以下の罰金）を科すことできます。地域内の土地の利用状況についての情報を集め、かつ住民の個人情報、思想が調査できます。自衛隊の施設がどうであろうと、この地域に住んでいいるだけでは、住民権のあらゆる権利が侵害され、監視される法律「土地利用規制法」は、憲法の平和主義に反し、基本的人権やプライバシー権を脅迫にするもので、廃止しかありません。

奈良県議会だより
2021年8月 NO.115

日本共産党奈良県議会議員団
議会議員 山村さち子
議会議員 今井光子
議会議員 小林あゆみ
議会議員 太田あつし
63-1550奈良市大字御所3030県議会内
TEL 0742-275291 FAX 0742-271492
E-mail narakentei@forest.connp.jp

沖縄戦没者の遺骨が眠る土砂を埋め立てに全国2番目の採掘 —沖縄県に次いで奈良県出身の犠牲者も—

奈良県議会で西野幹恵議員が採決されました。



2000本の済走路整設計画がある五條市の現地調査

講会最終日、「沖縄戦没者の遺骨等を含む他島の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求めめる意見書」が採決されました。アスコミにて採決されました。沖縄では1945年、沖縄戦で20万人もの命が犠牲になりました。特に糸満市など沖縄県南部の一帯では、米軍戦没者591人の戦没者をはじめ、多くの戦争犠牲者が眠っています。

同地には「鎮魂の塔」(1967年1月建立)もあり、毎年おこなう慰霊祭の際には県議会議員も先頭を超えて参加して参拝しています。同地には「沖縄防衛省の島嶼の土砂を基礎建設用に他の、戦没者が建立した「大和の塔」(1967年1月建立)もあり、毎年おこなう慰霊祭の際には県議会議員も先頭を超えて参加して参拝しています。この沖縄防衛省の島嶼の土砂を基礎建設用に他の、戦没者の遺骨を含む土砂を新基地建設の埋め立てに使用することは、衛生と反する行為です。

意見書は、選挙の方々や国民の悲憤は計り知れず、絶対に許すことではございません。1、沖縄戦没者の遺骨等を含む他島の土砂を基礎建設用に他の、戦没者の遺骨を含む土砂を新基地建設の埋め立てに使用する計画を中止国に求める、2、遺骨の収集は国が責任で早期に行う、よう求めています。

「生理の貧困への支援を」全会一致採択 日本共産党

6. 講会では上記の意見書を含め、5つの意見書が採決されました。

日本共産党は「コロナ禍における生理の貧困」への支援を求める意見書」を、小林照代議員が提案しました。

意見書では、①生理用品が必要な購入できない人ほどに身近な公共施設で受け取りやすい体制を整備するなどに、学校や公共交通機関のトイレ等へ設置することと、②養護教諭らに、日常的に生理者ははじめや体の悩みを気軽なく相談できる環境を整備するよう求めています。

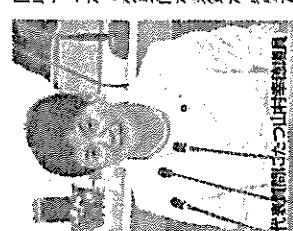


る2000本の済走路整設計画がある五條市に計画されている大規模防災施設整備端に見える地盤に水道管やその存続が危込まれます。

オリノビン中止、コロナ対策を最優先に

山村幸利議員が代表質問に立ち、新型コロナウイルスの感染拡大抑制策について答弁し、政府に要請するよう求めるとともに、奈良県が大阪府の感染拡大を止めることと分析していることからも、第5波の感染拡大を抑え込むために、大阪への通勤・通学者の希望には無料でPCR検査をうけられるよう

にし、主張して検査キットを配布・回収など効果的な対策が必要だと示しました。



トunnel区間にについて のリスク調査実施を

昨年10月、東京都の住宅地で建設工事で暴走16号車がトンネル工事で発生した大深度シールド工法で2本を同時に建設中のどこぞ世界の生活道路がストップしてしまいます。

京都市と自動車道もこれと同様のシールド工法で大深度で2本のト

ンネル区間について
のリスク調査実施を

が建設中のどこぞ世界の生活道路が暴走して感染拡大抑止の効果を上げている大阪検査在の実施を止めました。また、山村議員は公共交通などが暴走して感染拡大抑止の効果を上げている大阪検査在の実施を止めました。

山村議員は、今年4月に平群町長



が平群町長に立ち、平群町のメガソーラー(太陽光発電)問題を追及しました。

太田議員は、今年4月に平群町長

を求めました。岸井知事は「検疫だけでは万全ではない。感染させないためにはおそらくマスクが一番大事」など述べ、検疫的な大規模検査の実施に消極的な態度に終始しました。

また、山村議員は社会問題になっている「生前の貧困」解消について、代理品の無償配布を一過性にしながらの支援とともに、久住の生前・社会全般的な理解をうながすことを求めました。また、山村議員は吉田教育長は性教育や生理に関する学習が現場任せになっている現状を改善したいと答ました。山村議員はこのほか、県城木道一体化計画や行政デジタル化の問題点などについて質問しました。

議員は「平群町長の求めに応じ、計画変更に伴う説明会を実施すべき」と繰り返し追及しました。しかし、部长は同じ答弁を繰り返しました。

また、事業者が数値を公表した申請書類を提出し、県がそのまま開発を認めていた問題について、部长は「森林法で規定されている。やはりその他不正な手段により許可を受けた開発行為したものであることとして開催中で、工作停止などの指示をしている」と答えました。

太田議員は「明らかに誤りで、人命にかかる重大な問題だと厳しく指摘し、緊急の削減対策を強く求めました。太田議員はこのほか、コロナ禍を受けての奈良県地域防災計画の見直しや、生活困窮者への支援、大和川流域の総合治水対策などについて質問しました。



意見書を提出する小林照代議員

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2022年1月11日他			
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2021年12月（NO. 116） (125100枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込（113200枚）、ポスティング・駅頭配布等（11900枚）			
発行目的	9月定例奈良県議会における提案、議論（質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年奈良県当初予算案の編成時期にあわせて、県民から寄せられた県政要求の実現を予算要望書にまとめ、知事に提出。予算要望の内容を知らせ、知事との懇談の様子を知らせた。 ・国家戦略特区・スーラーシティ構想が県内磯城郡3町を中心に急浮上したことをうけて、関係地域に知らせ、地方自治破壊がすすみ、家計状態や健康状態まであらゆる個人情報が守れないようなまちづくりになることに警鐘をならし、学習を呼びかけた。 ・9月議会での代表質問、議案に対する討論、意見書提案と採択について詳報し、ともに運動を進めることを呼びかけた。 ・読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	87164円	@2.8円×113200枚分×1.1(消費税)×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	67375円	125100枚分×1.1(消費税)×1/4
	合計 154539円（100%充当）			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する（1/4） 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2021年12月号（No.116）			

注 発行した広報紙を添付してください。



学生への支援強化を

日本共産党奈良県会議員団は10月3日、コロナ禍で苦慮する学生への支援強化を元井正吾知事に申し入れました。その日に内閣で19歳回向生が列車にはねられ死んでしまった。この事件についても、同様の状況を聞き取り、議会で取り上げ、県とじて支援を強化するように求めました。申し入れては、△学生が実際に相談できる窓口設置△入学会金の返金△学生支援緊急応付金の継続実施や食糧支援など県の支援策を根本的に求めました。

要望書を手交する
日本共産党奈良県会議員団

予算要望書提出 2022年度の県民の実現をめざす

日本共産党奈良県会議員団は11月24日、元井正吾知事に2022年度予算編成にむけたてての予算要望書を提出し、懇談（上写真）しました。

新年度の予算案が、県民の命と暮らし・営業・地域を守り、地方自治体の「生民福祉の進進」としての使命を果たすうめるやうで、「平和で豊かな『圓滿年』」と2022年の『圓滿年』です。

◆①コロナ対策 医療と保健所体制の強化など今までの対策
◆②感染じみた事業 運用を守り、接客可能な地域づくり
◆③すべての子ども・学生の学びなど成長を保障し、センター平等を

突然の「カードサービス」問題
附註対策「田んぼだま」つぶして、デジタル都市を開拓？
織城郡3町住民への説明まつたくなし

補正予算が提案され、予算審査特別委員会が開かされました。山村幸樹議員が新型コロナワイルス感染症対策など20項目、各自野にわたりて質問、提案しました。新たにスマートシティ構想を進めための予算が閣議されました。県が進めている大和野中央プロジェクト（田原本・三宅・河西3町）が局定を経たび、県立大学工学部設置や球技場、スポーツ施設建設などを中心とした街づくりの構想）を、当然、国の「スマートシティ構想」に変更するといふのです。議会にもこのような構想については知らされていません。「スマートシティ」とは、政策が、AIやデジタル大企業の技術をつかって、医療や交通、金融などのサービスを一括して、自動的に提供する未来都市を創るという計画で公表しています。奈良県も参画するとのこと。そのためには、個人の健康状態、預金口座、家族関係などあらゆる情報が集められて管理されるることになります。便利になることは良いにこどりますが、引き換えて個人のプライバシーが侵害されないか？個人情報は保護されています。今、県でも県でも、情報保護の法整備は進れています。

しかし、サービス提供の運営はIT企業が行うことになり、自治体・議会では、お金を出すだけで、独自の決定ができなくなり、地方自治とは言えません。今、多くの県民が警鐘しているのは、お年寄りから子どもまで、障がいがある方も、安心して暮らせる社会をつくることです。

IT技術を生かすことほど大事ですが、ほんどうに住民福祉の向上に役立つのか、しっかりと住民参加で議論すべきと主張し、反対しました。

日本共産党奈良県議会だより
奈良県議会 12月 NO.116
2021年

会員 山村さちば
会員 光子
会員 今井光
会員 小林てるよ
会員 大田あつし
会員 楠本和也
会員 大阪あゆみ
会員 畑山和也
会員 岩瀬ひかる
会員 阿部祐二
会員 伊藤英一
会員 藤原ひづる
会員 藤原ひづる
会員 伊藤英一
会員 畑山和也
会員 大阪あゆみ
会員 楠本和也

630-801奈良市夢大通り3番地内
TEL 0742-275791 FAX 0742-271142
メール narakanrip@forest.ocn.ne.jp

決算討論

日本共産党奈良県議会が開いた決算討論会で、小林昭代議員は、新型コロナの感染拡大が大きな影響を及ぼす中、令和2年度の県民総支出額が予算よりも10億円超増加したと指摘。また決算では、人件費が4億円減少。定数減額と

県議会で3000人削減・保健所数も半減 正規職員・専門職員の増を要求 小林昭代議員が決算予定に反対

令和2年度奈良県総入歳出決算の認定で、小林昭代議員が反対討論をおこないました。

新型コロナの感染拡大が

決算委員会の反対討論につづいて

子どもの歯の矯正治療に保険適用を 奈良県議会へ要請

日本共産党奈良県議会が提

案しました「子育て中の歯の矯正治療に保険適用を求める意見書」が全会一致で採択されました。今井光

議員が提出しました。今井光議員は、「学校歯科検診で疾患として指摘された咬合不正について、歯科矯正は大半が保険適用外となつていて、その理由から受診・治療ができない子どもたち

佐世山の川川。1秒が惜しい。背筋を伸ばし、斜面に斜面を歩きました。

近畿圏の傾向が無人にわかる時
間帯を押さえず、計画的に車両が運行され、県議会議員が近畿圏に車両の走行をめぐらす。

無いのがあるところどこへでも
県議会議員がアクトルが一

昌子福 早急に大規模検査施設を医療機関本拠地に

5波の経験をもとに第6波への備えを太田教養員が知事に求める

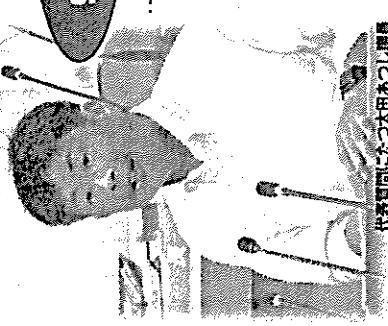
太田教養員は9月24日、奈良県議会で代表質問をしました。最初に新型コロナワイルスについて取り上げ、「いつもが無駄でPCR検査を受けたが結果が求めました。まことにどちらが誰でもが命を守ることを優先にした対応だ」と述べ、感染医療を提供するなど医療体制の強化を求めました。

染み立つて、「感染対象にしていくと答弁したところを改めて、太田議員は大阪府へ往来したい見込みが検査を希望しても相談窓口で担当者に実態を指摘しました。辰井知事は「リスクある人」をどう考えるか、今後判断したいと答えました。

平群町メガソーラー開発許可の再審査を行なうために大規模な検査の実施を強調していきます。まさに、平群町のメガソーラー開発に亘りて、必要な防災対策をしないまま山林伐採を実施しているなどと開業許可に際らして工事の進め方に問題があるのではないかと興味をもつた。担当部長は、「実験的に考えて木の伐採をしないと阪神大震災ができない」と回答。極端な防災対策を実施し、警報を強化するなどと答えました。

太田議員は、開業許可申請書を改めました。実情をつかむために、奥津洋輔議員団は、8月に共産党県議会議員会など3つの野党議員団と連携を行い、実情をつかむことになりました。質問につなげます。

定期例会代表質問



代表質問につけた太田あつし題

検査の実施を強調していきます。それでもどこにても、誰もが命を守るために大規模な検査を受けるべき医療体制を確立した。また、平群町のメガソーラー開発許可の再審査を行なうために大規模な検査の実施を強調していきます。まさに、平群町のメガソーラー開発に亘りて、必要な防災対策をしないまま山林伐採を実施しているなどと開業許可に際らして工事の進め方に問題があるのではないかと興味をもつた。担当部長は、「実験的に考えて木の伐採をしないと阪神大震災ができない」と回答。極端な防災対策を実施し、警報を強化するなどと答えました。

太田議員は、開業許可申請書を改めました。実情をつかむことになりました。奥津洋輔議員団は、8月に共産党県議会議員会など3つの野党議員団と連携を行い、実情をつかむことになりました。質問につなげます。

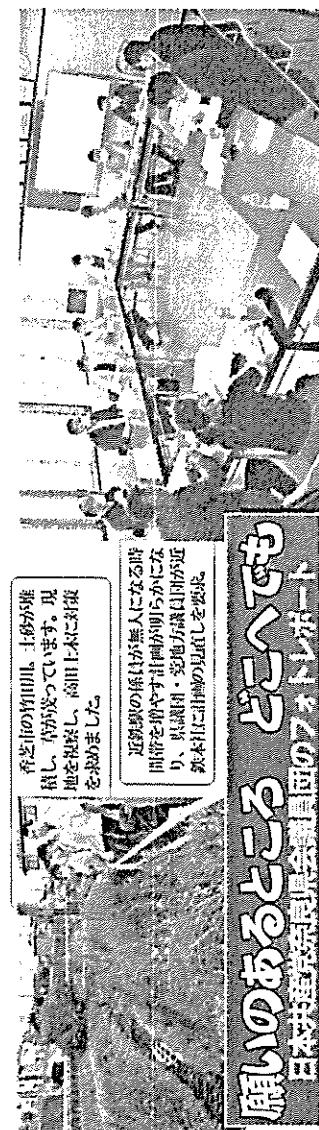
検査作業所への支援
障害者質の向上を

した。

新型コロナウイルスは、引き続き静かに厳しい状況に置かれています。障害者の方々が医療機関へ向かうために、まずは予約が取れる状況で、医療機関へ向かうために、まずは予約が取れる状況で、

うべきことをお伝えします。

施設などから物品等を優先調達する促進会議を開催する2か所で開くと透明度を高めます。障害者の方々が医療機関へ向かうために、まずは予約が取れる状況で、医療機関へ向かうために、まずは予約が取れる状況で、



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年1月11日他			
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより 2021年12月号 (33450枚)			
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民			
配布方法	新聞折込(26450枚)とポスティング(4000枚)、街頭配布等(3000枚)			
発行目的	9月定例奈良県議会での本会議質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する			
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教育費の負担を減らして子育てがしやすい奈良県の実現を求めた。高校生のパソコン(タブレット)購入が全額個人負担としていることを批判した。また、高校生対象の奨学金支給を入学前に前倒しするよう提案した。 ・子どもの歯の矯正治療を保険適用するよう求める意見書を提案。この意見書は県内の市町村に広がろうとしている。 ・県民のいのち暮らしを守る2022年度奈良県予算への要望書をまとめ、知事に提出した。 ・福祉灯油制度の創設を求め、学費減免などコロナ禍の学生生活支援の取組を実施するよう要望した。 ・上記のことを知らせ、県民の意見、要望を聞き、議会活動に反映する。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	206800円	33450枚分×1.1(消費税)
	新聞折込代	奈良産経企画	81466円	@2.8円×26450枚分×1.1(消費税)
	単独ポスティング	奈良産経企画	26400円	@6.0円×4000枚分×1.1(消費税)
	※100%充当 合計 314666円			
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」（今井光子議員の県議会だより）2021年12月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

発行日 2021年12月号

北葛だより みっちゃんの字面便 今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県会議員団
奈良市登大路町30奈良県議会内 Tel 0742 (27) 5291
今井 光子 広陵町馬見北3-4-25 Tel & Fax 0745 (55) 8725

メールアドレス: mituko38@amber.plala.or.jp



教育費の負担を減らして子育てしやすい奈良県に

来春の高校生1人1台のパソコンの自費購入は中止せよ

今井 来年の高校生から1人1台のタブレットを自費購入することになっている。全国では18県は設置者負担、自費購入は奈良県を含む21県、検討中が2県。なぜ自己負担にしたのか。

大石教育研究所長答弁 パソコンの私的使用や、目的に合わせての使用を考え、個人負担とした。

今井 1人1台のパソコン教育のアメリカでは、無資格教員のインストラクターが、1つの教室で130人の子どもを管理。全員がつい立のある所に並んでパソコン画面で学習している(下写真参照)。



委員会で今井議員が示したパネル

これによってアメリカでは教育費が大幅に減った。パソコンを使えるようになることは必要だが何を目指すかが問題。

※ 自民党的議員が自分は推進してきたがアメリカの写真を見たら工場の生産ラインの様で怖くなったとの感想が述べられました。

高校生対象の奨学給付金の支給を入学前にできないか

今井 県の子育てアンケート結果では希望する子どもの数と実際の数

時代です。この紙面を作成したのは昭和24年。ひつくりです。憲法審査会が普及していた

といふ紙面の紹介です。これは「お隣さんと組合」の紙面です。労働省婦人少

文教くらし委員会

との差は、教育にお金がかかる。小中学校の就学援助金は3月支給の取り組みで27自治体に広がった。高校の場合は7月ごろの支給になっている。入学準備などお金がいる時もっと早く支給できないか。

学校支援課答弁 国の制度で高校在学が条件。県では今年度前倒しで6月に4分の3を支給した。

今井 高校に合格した時点で申請できれば3月の支給は可能ではないか、国に要望をしてほしい。

子どもの歯の矯正治療に保険適用を 日本共産党今井光子議員が提案 全会一致で意見書を可決

☆採択された意見書の全文は以下のとおりです。

現在、歯の矯正治療の保険適用範囲は、特定の手術が必要な場合や、特定の疾患に起因するものなどごく狭い範囲に限定されており、原則として保険が適用となっていない。

そのため、義務教育である小中学校の健診診断の結果、「要治療」と診断された場合であっても全額自己負担で治療しなければならない。歯並びが悪いと、全身の健康に大きな悪影響を与えることをはじめ、職業選択にも影響が出ることを懸念される。

一般的に永久歯からの歯の矯正治療には、精密検査で5万円程度、矯正費用は30万円~70万円、毎回の診察には5千円~1万円と、総額で65万円~95万円かかるとされている。

このようなら、保険適用がされないままでは、経済的理由により子どもの歯の治療ができないという家庭が生じることが指摘されている。

日本学校歯科医会によると「歯並びが悪いと全身に影響を及ぼすため、健診項目から『歯列・咬合』を外すことはできない」としている。

学校健診で要治療となり受診した際に保険が適用されない項目は『歯列・咬合』だけであると、指摘されている。東京都歯科保険医協会の調査では、小中学校歯科健診で「要治療」とされた子どもの受診率は47・41%という調査結果が出ている。

学校健診の結果、「要治療」と診断され、治療の受診結果を学校に提出することが求められているにも関わらず、保険が適用されないということは制度として不整合があると考える。

よって、美容整形に該当しない子どもの歯の矯正治療に保険適用をすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月21日
奈良県議会

新書版『性差の日本史』
監修：國立歴史民俗博物館
（エンドー）展示プロジェクト
と書いた。当時、不景氣で会社は安
定の首切りを発表しました。安
定の夫を抱え、5人の子の子
の日本史」という本を読みまし
た。

ひととき

9月議会は16の議案と7つの報告案件が提出され、日本共産党は議題88号一般会計補正予算に反対しました。ほか22案件に賛成しました。



住民合意のない大型事業に反対 スーパーシティ構想・2000年滑走路建設

【予算委員会】

日本共産党は一般会計補正予算に反対しました。

山村幸穂議員は予算委員会に入り、「大和平野中央プロジェクト」はトップダウンの計画で、内閣府がおこなうスупアシティ構想に奈良県として手を挙げている事業ですが、住民にはいっさい知られておらず、すべての住民の情報が監視され、反対ができないまちづくりが進められる恐れがあります。その計画と予算に反対しました。

また、五條市に計画されている「2000年滑走路」は、大型地震発生時の防災のためと説明されていますが、滑走路自体が災害を被る可能性が大きいうえに、建設にあたってはリニア新幹線の工事で出た大量の土を埋め立てに使うというもの。新たな土砂災害の危険につながる2000年滑走路計画に反対、計画は広域防災拠点施設へリ基地建設にとどめるよう求めました。

15年で県職員3000人削減 コロナ禍で大奮闘の保健所の数と職員は半減

【決算委員会】

決算審査では小林照代議員が決算審査特別委員会に入り、令和2年度の決算に反対しました。奈良県では財政調整基金が138億5000万円、特定目的基金が1139億4100万円あります。

コロナで県民の暮らしが緊急事態の時に、奈良県では基金を10億しか使わず基金の積み上げが行われました。また県庁職員はこの15年間で3000人も削減。コロナで保健所は半減、保健所と衛生研究所の職員は半減。132人の職員が月100時間以上の過労死ラインを超える残業。この間におこなわれた人（職員）の補充（特に県民からの相談窓口に配置される相談員など）はほとんどが非正規で、職員の長時間超過勤務でやっと支えられていると反対討論を行いました。

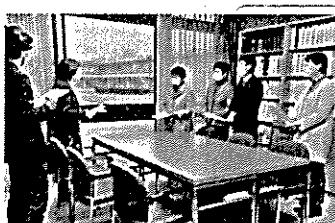
コロナ対策・今井光子議員の提案実現 在宅療養者に薬を配達

【コロナ対策検討委員会】

コロナ対策検討委員会には今井光子議員が入っています。

個人情報の名のものにコロナの陽性患者については保健所はつかんでいますが、市町村では分からぬいため、自治体からは「在宅者が増えても支援できない」「何とかしたいのに何もできない」との、切実な意見を数多くいただきました。

コロナ対策会議で繰り返し問題提起する中で県は、各市町村の支援メニューを知らせ希望者は自分で自治体に連絡するということが実現しました。在宅者が900人になった時、在宅者から自治体に要請されたものが薬を買ってきてほしいというのであり、在宅者に医師がリモートなどで診断して薬を処方したら薬局が配達する仕組みができるかと提案。実現しました。



原油が高騰し、灯油も値上がりをしています。
ただでさえ苦しい家計を直撃。
日本共産党奈良県議団は11月22日、
荒井知事に、生活困窮世帯に冬季の暖房費を支
援する「福祉灯油制度」を創設し実動するよう
求める申し入れ（左写真）をおこないました。

福祉灯油

地方財政

市町村の財政はどこも火の車。なかでも河合町は財政破綻で困難な数字を示しています。今井光子議員と坂本清道町議は県の市町村振興部局に町の財政状況を説明し、そうした中でも住民の命と暮らしを守る国や県の施策と予算について意見交換をおこないました。



県民の命・暮らし 守れ 共産党県議団が281項目の予算

日本共産党奈良県委員会と日本共産党奈良県議員団は11月24日、荒井正吾知事に2022年度予算編成にあたって予算要望書を提出、懇談（上写真）しました。

県民の命と暮らし・営業、地域を守り、地方自治体の「住民福祉の増進」という役割を果たすよう求めるもので、「重点要望」と281の「個別要望」です。

「重点要望」は①コロナ対策、医療と保健体制の強化、②県民の暮らしと営業を守り、持続可能な地域づくり、③子ども・学生の学びと成長を保障し、ジェンダー平等を、④大型開発の中止・見直し、⑤CO2削減、再生可能エネルギーの利用促進、⑥平和と憲法を守る6つの柱の40項目。

コロナ禍で苦悩する学生への支援強化を



学費減免や食糧支援・給付金の支給継続を 共産党県議団が知事に要望

日本共産党奈良県議団は10月8日、コロナ禍で苦悩する学生への支援強化を荒井正吾知事宛てに申し入れました。県庁で担当課の職員が応対しました。

9月に県内で19歳の男子学生が列車にはねられ死亡しました。同居する家族によると、リモート授業で大学に通えず、今月頃から「友達ができない」「大学をやめたい」と話していたとのことです。

これまで県議団は、県立大学、女子大学、教育大学と懇談するなど学生生活の実態把握に努めてきました。

その中で「友人に会いたい」「一日中パソコンと向き合う生活に気が滅入る」などの声を聞き、特に1年生は「友人が一人もいない」などの深刻な状況があることをつかみました。議会で取り上げるなど県としても支援するよう求めてきました。

今回の申し入れでは、△学生が気軽に相談できる窓口の設置、△入学会金の返金および廃止、△学生支援緊急給付金の継続的な実施や食糧支援などを求めました。

担当職員は「県立大学を中心にカウンセリングを行っている。さらに学生の悩みを聞くことができるよう取り組んでいきたい」と応じました。

今井議員の政策や論調、議会質問にご意見、要望をお寄せください

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年2月14日他			
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年1月（No. 117） (124900枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込（113200枚）、ポスティング・駅頭配布等（11700枚）			
発行目的	11月定例奈良県議会における提案、議論（質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民にいっさい説明も納得を得る努力もせずに、磯城郡3町のまちづくりの事業に、知事が国家戦略特区・スーパーシティ構想をぶつけてきたことを告発。個人情報保護や災害、教育、福祉、交通など地方自治体のこれまでの努力を反故にし、地方自治を壊そうとしていることを本会議質問で追及した。地域住民に知らせるだけではなく県民に広く知らせ、住民の間での学習と住民本位の本当のまちづくりをすすめる住民の運動を呼びかけた。 今夏の参議院選挙で投票率全国1をめざすよう、県の呼びかけた。民主主義のバロメーターであり、このことを目標とするのは尊い。 11月議会での代表質問、議案に対する討論、意見書提案と採択について詳報し、ともに運動を進めるなどを呼びかけた。 読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	87164円	@2.8円×113200枚分×1.1(消費税)×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	68200円	124900枚分×1.1(消費税)×1/4
合計 155364円（100%充当）				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する（1/4） 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2022年1月号（No.117）			

注 発行した広報紙を添付してください。

平野町のシガツラ問題で 岸井

県は林地開発許可の取り消しを住民が請願を提出

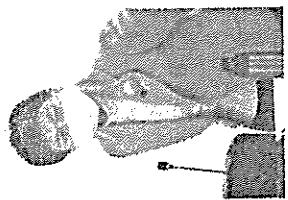


太田あつし議員が県に求める

「平野町のシガツラ問題における林地開発許可の取り消しを求める請願」は否決されました。これは、平野町の市長が費り成るなど反対派を超えた広がりが、山崩れによる災害で、日本共産党が最も多くなっています。この結果、日本共産党議員は、議論を絶えました。最終的に本会議で太田議員は「開拓申請の偽装が発覚して否決する決議です。

一般職の期末手当引き下げ条例に反対

「民間等への影響大きく、コロナ禍のときに奪うる」と奮闘する職員の意欲を奪うもの」



県人事委員会が公職員手当引下げが実現されました。現在、県職員の月例給は特別条例で減額されおり、民間比マイナス9万6千円となっています。今向の引下げは昨年度に続き2年連続であり、平均でマイナス0万7千円（昨年は3万9千円）となります。

山村善雄議員は本会議に立ち、「公務員や関連団体の職員民間への影響が大きい」と実態を見送った。全国では県が実施を見送った。

ている。コロナ禍で奮闘する職員の意欲を奪うもの」と抗議している。現実している民間や民間への引き下げ正力となり、財政歳入への影響となる。貸上げを求める労働者の願いにも逆行する」と反対意見を述べました。

●特別職こそ引き下げを

一方、日本共産党は特別職の減額は賛成ですので、特別職も一般職に合わせた引き下げを主張する日本維新議員は、投票しました。

熱海の土石流災害を繰り返さないために

建設強土の適切な対応を求める意見書を全会一致採択

日本共産党県議団が提案した「建設強土に対する適切な対応を求める意見書」が全会一致で可決されました。

建設工事で発生する強土は、有効活用されれば問題ありませんが、粉じんの飛散、生態系の破壊などの社会問題となります。

昨年7月に発生した熱海市の土

石流災害は、建設強土による盛り

にしました。

建設強土は建設強土の不

適正処理事業や刈払の現

状を明らかにするとともに

関係行政の改善に資する

ための調査を昨年1月か

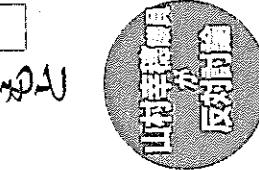
ら開始しています。これ

を確かなものにするため、

奈良県議会として国への

意見提出議を上げること

ができました。



た。図はできるといふことを示しました。

選舉は市民が直接選ぶ選挙権者で投票する方法で、民主主義のハローメーターです。

先の衆院選は全国の投票率が56%で戦後3番目の低投票率。そんな中、ちなみに、全

国1位は山形県で59%と4%差で4位でした。

議員らが「せめて投票率を」と呼びかけたことも投票率引き上げに貢献しました。

投票率で全国1位めざせ

今井光子議員 代表質問で競争率にせまる



「福井市火打油制度の創設をどこへでも」

昨年末、原組高黒議員は「福井市火打油制度が創設されました。」と報告しました。

は、コロナの対策など保育の環境

は負担が増すばかり。

昨年末、保育所民議員や保育

士さん方が保育士配置整備や保育

資金向上を真に求めました。



保育士配置基準の改善を

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動信録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年2月14日他			
表題と発行部数	'みっちゃんの宅配便' 今井光子議員の県議会だより 2022年1、2月号 (35450枚)			
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民			
配布方法	新聞折込(26450枚)とポスティング、街頭配布等(9000枚)			
発行目的	11月定例奈良県議会での本会議質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する			
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 11月県議会の代表質問で取り上げた諸問題を県議会報告で広報。具体的には、夏の参議院選挙で投票率日本一をめざせと提案したこと、「大和平野中央プロジェクト十国家戦略特区・スーパーシティ構想」が住民に何の説明もされない住民不在の計画であることを指摘。拙速にすすめるべきでないと求めたこと、学校給食のパンを県内産小麦でつくり安全な給食を実現することなどを報告した。 コロナ対策で第15次の県知事要望をおこなったことを周知した。 上記のことなどを知らせ、県民の意見、要望を聞き、議会活動に反映する。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	201300円	35450枚分×1.1(消費税)
	新聞折込代	奈良産経企画	81466円	@2.8円×26450枚分×1.1(消費税)
	単独ポスティング	奈良産経企画	16302円	@2.47円×6000枚分×1.1(消費税)
※100%充当 合計 299068円				
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」（今井光子議員の県議会だより）2022年1、2月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

コロナの第6波から県民のいのちと暮らしを守るために

昨年は新型コロナの影響で奈良県内をはじめ全国で命や健康、暮らしに大きな影響を及ぼしました。そして今、オミクロン株の市中感染が発生して、感染拡大が大変な勢いで増えています。

日本共産党県議団は県に対し、代表質問・一般質問をはじめ委員会質疑、繰り返しの申し入れで、いつでもだれでも無料で受けられる大規模検査の実施、医療・保健体制の確保や「自費要請は十分な補償とともに」と経済

繰り返し要求してきたことが実現しました

**無症状でも感染の不安のある
県民の方の無料PCR検査を
実施しています**

支援策の拡充等に取り組みました。そして、今回、29億円の補正予算が組まれ、無症状でも公費でPCR検査を受けることができるようになりました。

奈良県による新型コロナPCR等無料検査（感染拡大傾向時の一般検査）。です。奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部は「感染に不安を覚える無症状者に対し、検査を受けること」を県民に要請し、無料検査を実施します。実施内容は以下のとおり。

〈対象者〉 無症状の方で、感染リスクが高い環境にある等のため感染の不安を感じる奈良県民（奈良県在住者に限る。ワクチン接種の有無を問わない）

〈実施期間〉 昨年12月29日（水）～当面の間 ※現在実施中です。



3回目のワクチン接種は
可能な限り前倒しして延長を
共産党県議団が第15次要望を知事に提出

奈良県でもコロナ感染症の感染拡大が急速に拡がっています。1月17日、日本共産党奈良県会議員団は第15次のコロナ対策緊急要望書を荒井正吾知事に提出。3回目のワクチン接種を必要な人にできるだけ早く前倒しして実施する、クラスター発生の可能性が高い施設や事業所で定期的なPCR検査を無料で行うことなどを求めました。

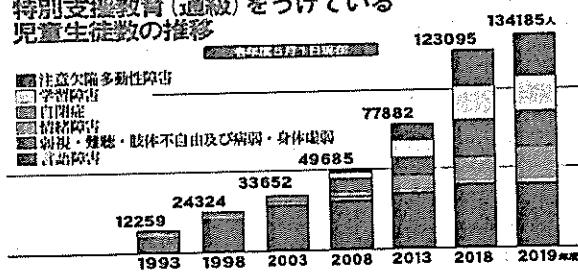
（上写真：要望する今井光子議員（右））

学校給食のパンの小麦は県産100%に 耕作放棄地のたった6.8%で可能です

今井 1992年ガットのウルグアイラウンドで農産物輸入自由化でアメリカ、オーストラリアの基準がそのまま採用、その年からネオニコチノイド系農薬が初めて登録、さらに2007年には残留農薬基準がグリホサート5ppmから30ppmに大幅緩和。

EUでは2018年4月からネオニコチノイド系農薬の使用の全面禁止。韓国では国会で小中高の給食無償化と有機栽培法が成立、有機栽培の耕作面積は日本が0.3%に対して5%と18倍。日本は逆に規制緩和。

特別支援教育（通級）をうけている 児童生徒数の推移



●歯磨をもつた子どもたちが増え続けています。その原因の1つには残留農薬ネオニコチノイドがあげられています。世界では、ある国はネオニコチノイド使用を規制し、ある国は学校給食で安全なものだけを提供するようにしています。なのに、日本は逆に規制緩和。上グラフのように歯磨を持つ子が増え続けているのにでます。对策のためには、わかっていることは全てやりたいのです。

稲作、野菜、果樹など広く使用しています。

奈良県では給食用小麦が560トン使われています。奈良県の耕作放棄地は3633ha（2015年農業センサス）。560トンの小麦生産は249ha、耕作放棄地の6.8%だけを活用すれば実現できます。

滋賀県では県産1005トンの小麦生産で県産100%パンをつくり、和歌山県海南市では「給食スマイルプロジェクト～県産小麦育て隊」が3市86校のパンで実現。奈良県でも実施すべきです。

乾 食と農の振興部長 安全な食の提供は健康を守るうえで最重要課題の一つ。県では有機農業を循環農業の推進に取り組んでいる。今後とも意欲ある有機農業者の取り組みを支援していきたい。

★ 知事提案議案が初めて 初！ 否決されました

1月議会では、荒井県政で初めて、知事提案議案を否決するということがおこりました。今議会に、提案された人事案件を反対多数で否決したのです。

県民からだされた請願を不採択にしたり、議員提案の条例改正提案や予算組み替え提案を否決することは何度もありましたが、オール与党の奈良県議会では知事が提出した議案を否決するのは、この事例が初めてのことです。

提出された議第128号「公害審査会の委員の任命について」が、賛成14（自民、公明、民進）、反対24（自民奈良、創生奈良、新生なら、共産、維新）、1退席（次席2）で否決しました。

また、これまで「人事案件」について議会での「討論」はできない決まりでしたが、各派代表者会議で議会規則を変更し、討論ができるようになりました。このことも含めて大きな変化を感じる出来事です。

県議会
アラカルト

（左下から続き）

吉田教育長 地場産業を活用することは地域の農業体験や学びを深めるためにも重要。現在県食と農の振興部、JA奈良県、県学校給食会などと地場産物活用プロジェクト地無を設置し県産農産物活用の協議を重ねている。

子どもの医療費の窓口無料化

今井 奈良県で12000人の子どもが虫歯でも治療受けられていません。子どもと医療の関係の1つの実態です。

奈良県の子どもも医療費助成制度で、令和元年8月から就学前まで窓口で500円（一部負担金）負担で受診できるようになりましたが、子どもも医療費助成制度（無料化）は高校卒業まで対象年齢を拡大するべきです。また、一旦、病院の窓口で全額支払いをする償還払いの仕組みはやめて、初めから立替をしなくてよい現物給付の制度にするべきです。

国保は、コロナで受診抑制があり、あまた34億円は基金に積み立てられています。

医療介護保険局長 子どもの医療費助成制度の拡大は市町村に財政負担が増加、国保保険料の増加になる。全国共通の課題であり国に全国一律の制度の創生を要望している。

子どもの虫歯治療について

	虫歯保有率	治療未処理率
幼稚園	29.6%	16.0%
小学校	41.3%	22.3%
中学校	29.4%	13.5%
高校	45.9%	17.7%

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2021年5月19日他				
表題	今井光子の奈良県議会報告「みっちゃんの宅配便」				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	議会質問や県政調査活動など県議会報告、今井光子県会議員の諸活動を報告し、意見、要望を求める				
按分率の説明	按分率 50% (理由：部分的に日本共産党の政策、後援会員の紹介及び同リンクを含むため、政務活動と個人的活動とを区分して折半する)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 議会開催毎の議会報告「みっちゃんの宅配便=今井光子の県議会報告」と「日本共産党奈良県議会だより」各号を詳報するとともに、県政資料を提供し、意見を求める 今井光子議員がおこなう要望、陳情や議会質問、今井光子の県議会報告「みっちゃんの宅配便」を紹介し、意見、要望を求める 時々の県政分析、県政資料の収集の成果を知らせ、意見を求める 等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	
	維持管理費	MYPC	445885 円	更新維持管理費 300000 円 + HP 制作基本費 52200 円 + サーバー管理 費 30000 円 + 編集加工費 60000 円 + 消費税 44220 円 486420 円 × 11 / 12 (21.4月～22.3月分)	16
	維持管理費	MYPC	40535 円	HP 更新・維持管理費 21.4 月分	/
※ 50%充当 合計 486420 円 × 50% = 243210 円					
備考	ホームページアドレス： http://mituko-imai.jp/_userdata/sumaho/ 添付資料：ホームページ制作業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

今井光子様（以下「甲」という。）と MPC（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書、画像にて、乙に輸入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

1. 甲により提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。
 - 2. ホームページによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを作成すること。
 - 3. ホームページのスキン（デジタルタイプ）。
 - 4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
- ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日よりも遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載された制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積書提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定まる。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行なう前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール、口頭等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼を受取後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。
 - 3. 甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、口頭または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

- 甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって價格変更をできるものとする。
3. 料金の支払条件は、銀行振込とし、甲乙双方が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。甲は乙が本契約の遂行のために負担した運賃（燃料・ソフトウェア・耗材費の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の電子化や鮮明度等に麻痺と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信

- 手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
 3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第11条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

第12条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及びこれが本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を乙に支払い、契約を解除することができる。

第13条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合は、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第14条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行ふ恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて警告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しますとは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵權するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および图形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第15条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があつた場合、甲は乙に対する債務の一一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は譲賣、民律事件手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあつたとき
3. 振り出した手形、又は少額手が不渡りとなつたとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他の本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となつたとき

第16条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第17条 握手保持
甲および乙は、本基本契約または個別契約に關連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第18条 離婚法について

本契約に関する離婚法は、日本法とする。

第19条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失效時に存続している場合には、
いっては、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中效力を有するものとする。

第20条 標識および管轄裁判所について
1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関する甲と乙との間で問題及び疑惑を生じた場合は、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信託試実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

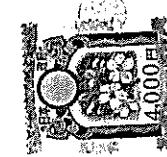
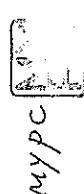
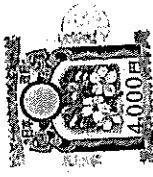
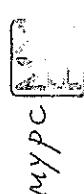
2011 年 5 月 / 日

今井光子

甲

赤松英夫

乙



第11号様式の11(第5条関係)

2021年度事務所状況報告書

会派・議員名 今井 光子

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉462番地 電話 0745-55-7714 延べ床面積 240.81m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (生活相談を含め住民の自由な出入り)
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 [REDACTED]) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 247.31m ² (a) うち政務活動使用面積 123.66m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 123/247 → 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：後援会員の後援会活動と折半)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	賃貸借契約書

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

借家賃貸借契約書

賃貸人 増田式子（以下、「甲」という。）と賃借人今井光子（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり、甲が所有する後記表示の土地、建物（以下、「本件土地」という。）について、借家賃貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結した。

第1条（本契約）甲は乙に対して、本件土地を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

（1）対象物件 後記表示のとおり

（2）使用目的 今井光子事務所 として相談、会議などの目的で使用

（3）賃料 月2万円とする。（賃貸借期間が1ヶ月を満たないときは 当月日数に応じた日割計算によるものとする）

（4）契約期間 2022年3月1日から2023年4月30日までの1年2ヶ月とする。

第2条（賃料の支払等）乙は、1年2か月分28万円を甲の振込口座に振り込む。手数料は乙の負担とする。

第3条（賃借人の善管注意義務）乙は、本件住宅を使用するにあたっては、善良なる管理者の注意をもつてするとともに、本件住宅の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

第4条（免責規定）天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

第5条（解除）乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

（1）乙が賃料の支払を3ヶ月以上怠ったとき

（2）乙が賃料の支払を度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

（3）乙が、甲の承諾なく本件土地の使用目的とは異なる使用をしたとき

（4）その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

第10条（原状回復義務）乙は、本契約が終了したときは、直ちに本件土地を甲に明け渡さなければならぬ。但し、継続契約を妨げない。

第11（協議事項）本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

記

（土地の表示） 所在 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉462番地

地目 宅地 地積 247.31m² 雜種地19.19m²

（建物の表示） 所在 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉462番地

床面積 1階 155.44m²

2階 85.37m²

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2022年2月20日

甲）住所

氏名

乙）住所 奈良県北葛城郡広陵町馬見北3-4-25

氏名 今井光子

第11号様式の12(第5条関係)

2021年度雇用状況報告書(その1)

会派・議員名 今井 光子

① 雇用者	氏名 住所 電話番号																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③ 雇用期間	2021年4月1日～2022年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) /																												
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/>按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する(他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>(19日) 71.0</td> <td>103.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>(17日) 68.0</td> <td>92.5</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>(21日) 68.0</td> <td>92.5</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>(21日) 56.0</td> <td>79.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>(19日) 56.5</td> <td>85.5</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>(19日) 68.5</td> <td>94.5</td> <td>26.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合() → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	4月	(19日) 71.0	103.0	32.0	5月	(17日) 68.0	92.5	24.5	6月	(21日) 68.0	92.5	24.5	7月	(21日) 56.0	79.5	23.5	8月	(19日) 56.5	85.5	29.0	9月	(19日) 68.5	94.5	26.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
4月	(19日) 71.0	103.0	32.0																										
5月	(17日) 68.0	92.5	24.5																										
6月	(21日) 68.0	92.5	24.5																										
7月	(21日) 56.0	79.5	23.5																										
8月	(19日) 56.5	85.5	29.0																										
9月	(19日) 68.5	94.5	26.0																										
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類																												
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

第11号様式の12(第5条関係)

2021年度雇用状況報告書(その2)

会派・議員名 今井 光子

① 雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③ 雇用期間	2021年4月1日～2022年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	<p>■勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/>按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する(他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>(19日) 70.0時間</td> <td>97.5時間</td> <td>27.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>(19日) 70.5</td> <td>95.5</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>(19日) 76.0</td> <td>105.5</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>(17日) 70.0</td> <td>98.0</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>(18日) 73.0</td> <td>91.5</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>(22日) 84.5</td> <td>121.0</td> <td>36.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合() → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	10月	(19日) 70.0時間	97.5時間	27.5時間	11月	(19日) 70.5	95.5	25.0	12月	(19日) 76.0	105.5	29.5	1月	(17日) 70.0	98.0	28.0	2月	(18日) 73.0	91.5	18.5	3月	(22日) 84.5	121.0	36.5
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
10月	(19日) 70.0時間	97.5時間	27.5時間																										
11月	(19日) 70.5	95.5	25.0																										
12月	(19日) 76.0	105.5	29.5																										
1月	(17日) 70.0	98.0	28.0																										
2月	(18日) 73.0	91.5	18.5																										
3月	(22日) 84.5	121.0	36.5																										
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■出向に関する覚書 ■賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																												
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

(福利厚生)
第十一条 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関する事項を定めることとする。

（目的）

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持つて乙の政務調査活動に従事させてることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。



（出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地）

第四条 出向先事業所名及び所在地は次のとおりとする。
事業所名 日本共産党奈良県会議員団
所在地 奈良市笠大路町30奈良県庁内（議会棟 日本共産党議員室）

（身分）

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休院等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対して直接支給し、乙は甲に対して出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政務活動と政党活動等の活動を厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。
2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を清算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附帯）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において統括加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。
2 出向者の労働者災害保健保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

（出向期間中の費用）

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。
2 通常に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

（復帰）
第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

（最終調整）

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に關し、相互に最終調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への最終調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への最終調整事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況

（最終の解決）

第十四条 この覚書に關して異議が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙双方の上解するものとする。

（有効期間）

第十五条 この覚書の有效期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

（変更及び解除）

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年4月1日
奈良市四条西2丁目2番6号
日本共産党奈良県会議員団
委員長 総合政策部
（印）

所在地 事業所名 代表者
乙 奈良市四条西2丁目2番6号
日本共産党奈良県会議員団
委員長 総合政策部
（印）
所在地 事業所名 代表者
甲 奈良市四条西2丁目2番6号
日本共産党奈良県会議員団
委員長 総合政策部
（印）

（印）
奈良市四条西2丁目2番6号
日本共産党奈良県会議員団
委員長 総合政策部
（印）
2021年4月1日
奈良市四条西2丁目2番6号
日本共産党奈良県会議員団
委員長 総合政策部
（印）

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(2021年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	住所	生年月日												性別	雇入年月日
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2
労働日数	19	18	19	19	18	18	19	19	19	19	17	18	18	22	
労働時間数	71.0	68.0	68.0	56.0	56.5	68.5	70.0	70.5	76.0	70.0	73.0	84.5		225	
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		832
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
基 本 給	127,800	122,400	122,400	100,800	101,700	123,300	126,000	126,900	136,800	126,000	131,400	152,100			1,497,600
時 間 外 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
課 税 合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
給 支 紙 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
健 康 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
介 護 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
厚 生 年 金 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
雇 用 保 険 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
課 税 対 象 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
所 得 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
市 町 村 民 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
差 引 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
差 額 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
合 計															
領 収 印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分月別内訳			
年月日		給与額 (議員分担分)	労災保険事業者負担分 (3/1000)
2021. 5. 16	2021年04月分	31950円	95円
2021. 6. 21	2021年05月分	30600円	91円
2021. 7. 09	2021年06月分	30600円	91円
2021. 8. 16	2021年07月分	25200円	75円
2021. 9. 15	2021年08月分	25425円	76円
2021. 10. 22	2021年09月分	30825円	92円
2021. 11. 08	2021年10月分	31050円	93円
2021. 12. 13	2021年11月分	31725円	95円
2022. 1. 06	2021年12月分	34200円	102円
2022. 2. 08	2022年01月分	31500円	94円
2022. 3. 10	2022年02月分	32850円	98円
2022. 4. 04	2022年03月分	38025円	114円
			1116円

政務活動費 葉書・レターパック、切手受払簿(2021年度)

議員名：今井 光子

日付	会計帳簿番号	葉書・レターパック			切手			送付内容	送付先
		単価	枚数	購入金額	単価	枚数	購入金額		
2021.7.20	37			300	1	300		県政資料を送付	資料請求者(檀原市)
2021.12.22	76			140	1	140		県政資料を送付	資料請求者(平群町)
2022.1.17	88	370	1	370				県の契約関係資料を法律事務所に送付	資料請求者(檀原市)
2022.1.31	94			84	1	84		県の契約関係資料を法律事務所に送付	資料請求者(檀原市)
2022.3.4	105			120	1	120		県の契約関係資料を法律事務所に送付	資料請求者(檀原市)
2022.3.29	116			900	1	900		議会関係資料を今井事務所あて送付	定形外、速達・配達記録
2021年度計	370		1	370		1544	5	1544	

注 1 年度ごとに集計し、政務活動費支報告書とともに議長へ提出するものとする。

2 切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することとする。

3 送付内容、送付先を必ず記載すること。